〇西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例
令和４年９月３０日
条例第１８号

目次
第１章 総則（第１条―第６条）
第２章 地下水保全管理計画（第７条）
第３章 地下水の保全及び管理の具体策
第１節 地下水の保全及び管理の基本方針（第８条―第１２条）
第２節 対象事業（第１３条―第１９条）
第３節 有害物質使用事業場（第２０条―第２４条）
第４節 地下工事（第２５条―第３１条）
第５節 井戸の設置（第３２条―第３９条）
第４章 異常時の対策
第１節 汚染時（第４０条―第５４条）
第２節 渇水時（第５５条）
第３節 災害時（第５６条）
第５章 雑則（第５７条―第６３条）
第６章 罰則（第６４条・第６５条）
附則

第１章 総則
（目的）
第１条 この条例は、石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうちぬきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）
第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 流域水循環 水循環基本法（平成２６年法律第１６号）第２条第１項に規定する水循環（以下「水循環」という。）のうち流域を単位とするものをいう。
(2) 地下水 本市の区域の地表面下に存在する水（温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉及び鉱業法（昭和２５年法律第２８９号）第３条第１項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。
(3) 地域公水 地下水を市民共有の公共資源と捉え、地域の水循環の特性に配慮して、市民、事業者等及び市が一体となって保全し、及び管理する理念の下、守られる地下水をいう。
(4) 育水 うちぬき文化を継承し、健全な水循環の理念の下に地下水を量及び質の両面で育てながら使う持続可能な地下水利用の考え方をいう。
(5) 事業者等 本市に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者、本市に居所を有する者並びに本市に滞在する者をいう。
(6) うちぬき文化 古くから本市の人々によって育まれてきたうちぬきその他の地下水と人、環境及び産業との関わりをいう。
(7) 涵養域 雨水及び湖沼、ため池、水田等にある地表水の浸透並びに河川からの伏流水が地下水帯水層を涵養する区域をいう。
(8) 水源域 平野に流入する河川及びその集水区域（雨水及び融雪が集まって河川に流入する全ての区域をいう。）をいう。
(9) 対象事業 地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある事業として別表第１に掲げる事業をいう。
(10) 有害物質使用事業場 有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を行う事業場をいう。
(11) 有害物質 人の生命、健康に害を及ぼすおそれがある物質として別表第２に掲げる物質をいう。
(12) 地下工事 集合住宅、橋梁その他の建設に係る基礎工事等で、地下５メートルを超えて杭、コンクリート構造物等の設置、地盤改良 等の工事（地質又は地下水の調査のためのボーリング工事、地下水を採取するため管を打ち込む打ち抜き工事を除く。）で地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工

事をいう。
(13) 井戸 自噴井又は動力を用いて地下水を採取する施設をいう。

（基本理念）
第３条 地下水は、次に掲げる考えに基づき、保全され、及び管理され、並びに適正に利用されなければならない。
(1) 地下水は、生活用水、環境用水、農業用水、工業用水等として本市の社会経済活動を支える重要な地域資源であるとともに、うちぬき文化を育んできた ことに鑑み、これを地域公水と位置付け、市民生活、環境及び産業の持続的な発展に資するように維持されなければならない。
(2) 地下水は、涵養域の保全、節水等により、清澄な水質及び豊富な水量を維持及び回復されなければならない。
(3) 水源域における森林及び森林土壌は、地下水の涵養及び保全と不可分の関係にあることに鑑み、長期的な視野に立ち健全に育成されなければならない。

（市の責務）
第４条 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、総合的かつ計画的な施策を講ずるよう努めなければならない。
２ 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資する水循環の調査及び研究を行い、その結果を公表する等により地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する情報を市民と共有し、意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者等が協力し、及び参加することができる仕組みをつくるよう努めなければならない。
３ 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、流域水循環及び地下水に関する教育等を積極的に進めるよう努めなければならない。
４ 市は、育水の普及及び啓発に努めるとともに、市民及び事業者等が、育水を実践することができるよう必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
５ 市は、市民が水と触れ合う機会及び場を創出するために、水辺環境及び親水空間を保全し、及び活用することにより、地域の発展に努めなければならない。

（市民及び事業者等の責務）
第５条 市民及び事業者等は、育水の考えの下、自ら地下水の保全に努めるとともに、地下水のあるべき姿の実現に向け、それぞれが主体的又は協働で取り組み、市が行う地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するための施策及び事業に協力しなければならない。
２ 市民及び事業者等は、地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保全及び採取量の適正化に努めなければならない。
３ 市民及び事業者等は、自噴井により地下水を採取する場合は、不使用時の流出防止に協力しなければならない。
４ 市民及び事業者等は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条第１項の規定による西条市地域防災計画に基づき、緊急時の飲料水の確保に協力するなど市の施策に協力しなければならない。
５ 市民及び事業者等は、育水の考えに基づき、水源涵養に資するよう水利用の適正化に努め、及び相互に協力しなければならない。

（関連組織等との連携）
第６条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用のため、県及び近隣の地方公共団体並びに地下水の利用及び渇水対策に係る協議会等の組織と連携を図るものとする。
２ 市長は、渇水により地下水位の低下等が生じるおそれがあると認める場合には、市民、事業者等及び前項に規定する協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。
３ 市長は、渇水により地下水位の低下が生じた場合には、県及び近隣の地方公共団体と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。
４ 市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の利用に支障が生じたときは、市民、事業者等、県、近隣の地方公共団体及び地下水の利用に係る協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

第２章 地下水保全管理計画
第７条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用を図るための総合的な計画（以下「地下水保全管理計画」という。）を定めなければならない。
２ 地下水保全管理計画は、水循環基本法及び同法第１３条第１項に規定する水循環基本計画と整合を図るものとする。

３ 地下水保全管理計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第３章 地下水の保全及び管理の具体策
第１節 地下水の保全及び管理の基本方針
（対策の実施）
第８条 市長は、地下水の保全及び管理のための対策を実施し、地下水の水質及び水量の保全に努めるとともに、節水及び水の有効利用に関する市民意識の啓発を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。
２ 市長は、市が講ずる地下水の保全及び管理のための対策について、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

（報告、助言、指導及び勧告）
第９条 市長は、地下水を使用する者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全及び涵養のための措置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。
２ 市長は、土地の形質を変更する等、地表水又は地下水の水質又は水量に影響を与えるおそれがある行為を行う者に対し、排水対策の実施、土壌の流出、水質の汚濁及び汚染並びに水量の減少の防止等の措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

（地下水の合理的な使用に関する措置等）
第１０条 地下水を使用する者は、節水、雨水の使用、水の循環使用、再生水の使用等により地下水の使用量を抑制する等、地下水の合理的な使用に努めなければならない。
２ 市長は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を使用する者に対し、地下水の合理的な使用について必要な助言又は指導を行うことができる。

（地下水の合理的な使用に関する啓発等）
第１１条 市長は、地下水の合理的な使用に係る啓発及び当該使用に配慮した節水型機器の普及に努めなければならない。
２ 市民及び事業者等は、建築物を建築（節水型機器の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した節水型機器の設置に努めなければならない。

（常時監視）
第１２条 市長は、地下水の水質及び水量の状況を常時監視することができる。
２ 市長は、前項の規定による常時監視を行うために必要があると認めるときは、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

第２節 対象事業
（水源涵養保全地域の指定）
第１３条 市長は、水源域のうち、水源涵養機能の 維持増進を図る上で、保全及び管理が特に必要な地域（以下「水源涵養保全地域」という。）を指定することができる。
２ 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くものとする。
３ 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、２０日以上の期間を定め、その区域を示す図書を縦覧に供しなければならない。
４ 前項の規定により縦覧に供された図書に示す区域内に居住する者その他の利害関係を有する者は、縦覧期間終了の日までに市長に対し意見を申し出ることができ る。
５ 市長は、水源涵養保全地域を指定したときは、これを告示しなければならない。
６ 第２項から前項までの規定は、水源涵養保全地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

（対象事業の住民説明）
第１４条 対象事業を行おうとする者は、あらかじめ、当該事業の計画内容、排水処理方法等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。
２ 前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（対象事業の許可申請）
第１５条 対象事業を行おうとする者は、前 条第２項の規定による報告を行った上で、開発許可申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。
２ 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る対象事業について、別表第３に掲げる基準に基づき事業の実施の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。
３ 前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、対象事業の実施を中止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前条の規定を準用する。
４ 市長は、前２項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（対象事業場の設置の着手制限）
第１６条 前条第１項の規定により申請している者は、同条第２項の規定による許可の決定を受けた後でなければ、対象事業に係る事業場（以下「対象事業場」という。）の設置に着手してはならない。
２ 市長は、前条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けずに対象事業場の設置に着手した者に対し、当該対象事業場の設置の一時停止を命ずることができる。

（対象事業場の設置完了の届出）
第１７条 第１５条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けた対象事業場の設置が完了したときは、当該対象事業場を設置した者は、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
２ 前項の規定による届出は、対象事業場ごとに行うものとする。

（対象事業場の廃止の届出）
第１８条 前条第１項の規定による届出をした者は、当該対象事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（規制事業場の設置の制限）
第１９条 何人も、第１５条第２項の規定による不許可の決定を受けた対象事業場（以下「規制事業場」という。）を市内に設置してはならない。
２ 市長は、前項の規定に反して市内における規制事業場の設置に着手し、又は設置した者に対し、当該規制事業場の設置を直ちに中止するよう命じ、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置をとるよう命ずることができる。
３ 前項の規定により規制事業場の設置の中止等を命ぜられ た者は、直ちに当該規制事業場の設置を中止し、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。

第３節 有害物質使用事業場
（有害物質使用事業場の設置等の届出）
第２０条 有害物質使用事業場を設置しようとする者は、設置工事に着手する日の３０日前までに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
２ 前項の規定による届出は、有害物質使用事業場ごとに行うものとする。
３ 第１項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する 場合又は有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（有害物質の使用量等の報告）
第２１条 市長は、必要に応じて、有害物質使用事業場を設置した者に有害物質の使用量等の報告を求めることができる。

（有害物質使用事業場の廃止の届出）
第２２条 第２０条第１項又は第３項の規定による届出をした者は、当該有害物質使用事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（有害物質の使用量の削減等）
第２３条 有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質の 使用量を削減し、又は有害物質以外の物質に変更するよう努めなければならない。

（有害物質による汚染の防止）
第２４条 有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質により土壌、地質、地下水又は大気を汚染しないよう、有害物質を適切に取り扱い、厳重に管理しなければならない。

第４節 地下工事
（地下工事の実施等の届出）
第２５条 地下工事を行おうとする者は、建築確認申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
２ 前項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する 場合又は地下工事を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（地下工事の住民説明）
第２６条 前条第１項の規定による届出をした者は、地下工事に着手する前に、地下工事の内容、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止対策等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、地下工事の実施場所の周辺に飲用井戸又は水道水源がない場合は、この限りでない。
２ 前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（地下工事の影響調査）
第２７条 前条第１項の説明を行った者は、規則で定めるところにより、地下工事に着手する前並びに地下工事の施工中及び施工後に、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある区域の地下水の水質検査又は水量調査を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。
２ 市長は、地下工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることができる。
３ 前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜ られた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市長が定める期限までに市長に報告しなければならない。
４ 第２項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。
５ 前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速やかに市長に報告しなければならない。

（地下工事の一時停止命令）
第２８条 市長は、第２５条第１項の規定 による届出若しくは同条第２項の規定による変更の届出をせずに地下工事に着手した者又は前条第２項に規定する地下工事を行っている者に対し、当該地下工事の一時停止を命ずることができる。

（地下工事の完了の届出）
第２９条 第２５条第１項の規定による届出又は同条第２項の規定による変更の届出をした地下工事が完了したときは、当該地下工事を行った者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（地下水の水質及び水量への配慮）
第３０条 地下工事を行う者は、地下水の水質及び水量に影響を及ぼすおそれがない工法、資材等を使用し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止に努めなければならない。

（地下工事以外の工事）
第３１条 地下工事以外の工事で、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある工事を行う者は、この節の規定の趣旨にのっとり、地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう努めなければならない。
２ 市長は、地下工事以外の工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事以外の工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることができる。
３ 前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市長が定める期限までに市長に報告しなければならない。
４ 市長は、第２項に規定する地下工事以外の工事を行っている者に対し、当該地下工事以外の工事の一時停

止を命ずることができる。
５ 第２項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。
６ 前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速やかに市長に報告しなければならない。

第５節 井戸の設置
（地下水の採取の住民説明）
第３２条 地下水を採取しようとする者（消防法（昭和２３年法律第１８６号）に定める消防に必要な水利施設で、規則で定めるものを設置する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「地下水採取予定者」という。）は、あらかじめ、地下水の採取の内容について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、周辺住民 等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。
⑴ 採取量が１日当たり１００立方メートル以上の井戸又は揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上ある場合にあっては、その断面積の合計。以下同じ。）が２１平方センチメートル以上の井戸を新規に設置しようとする者
⑵ 既存の井戸の変更で変更後の採取量が１日当たり１００立方メートル以上の井戸又は既存の井戸の変更で変更後の揚水機の吐出口の断面積が２１平方センチメートル以上の井戸を設置しようとする者
２ 地下水採取予定者は、周辺住民等から求めがあったときは、次条第１項の規定による調査の結果等について、説明を行わなければならない。
３ 前２項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（地下水の採取の影響調査）
第３３条 前条第１項の説明を行った地下水採取予定者は、地下水を採取した場合における周辺地下水に及ぼす影響を調査しなければならない。ただし、周辺住民等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。
２ 地下水採取予定者は、前項の規定による調査の結果、周辺地下水に影響を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等、必要な措置を講じなければならない。

（地下水の採取の許可申請）
第３４条 地下水採取予定者は、井戸の設置工事の着手前６０日までに、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。この場合において、第３２条第３項の報告は、当該申請前に行わなければならない。
２ 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る地下水の採取について、次に掲げる基準に基づき採取の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。
⑴ 周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に影響を及ぼさない程度の採取量であること。
⑵ 節水及び涵養に関する対策が適切に施されていること。
３ 前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、地下水の採取を中止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前２条の規定を準用する。
４ 市長は、前２項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。
５ 市長は、第２項各号に掲げる基準に適合しないと判断したときは、第１項の規定により申請のあった事項の変更又は地下水の採取の中止を命ずることができる。

（井戸の設置の一時停止命令）
第３５条 市長は、前条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けずに井戸の設置に着手した者に対し、当該井戸の設置の一時停止を命ずることができる。

（井戸の設置完了の届出）
第３６条 第３４条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けた者（以下「地下水採取者」という。）は、当該許可を受けた井戸の設置が完了したときは、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（地下水の採取量の報告）
第３７条 地下水採取者は、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び市長の求

めに応じて報告するよう努めなければならない。

（専用水道の布設における水量測定器の設置）
第３８条 水道法（昭和３２年法律第１７７号）に定める専用水道の水源として地下水を使用する者は、揚水機を設置するときは、揚水機の吐出口の大きさにかかわらず、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び 市長の求めに応じて報告するよう努めなければならない。

（井戸の撤去の届出）
第３９条 第３４条第３項の規定による届出をした者（第３６条の規定による届出をした者を除く。）又は第３４条第５項の規定により地下水の採取の中止を命ぜられた者は、市長が定める期限までに当該井戸を撤去し、及び原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。
２ 第３６条の規定による届出をした者は、井戸を撤去したときは、周辺地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じた 上で、速やかに市長に届け出なければならない。

第４章 異常時の対策
第１節 汚染時
（汚染状態の基礎的な調査）
第４０条 次に掲げる者（以下「関係事業者」という。）は、有害物質により土壌、地質又は地下水が汚染され、規則で定める浄化目標（以下「浄化目標」という。）を超え、又はそのおそれがあると市長が認める土地（以下「汚染地」という。）について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の概況を把握する調査（以下「基礎調査」という。）を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第３条第１項若しくは第８項、第４条第２項若しくは第３項、第５条第１項若しくは第２項又は第１４条第１項若しくは第３項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。
⑴ 汚染地に有害物質使用事業場を設置している者
⑵ 汚染地に過去、有害物質使用事業場を設置していた者
⑶ 有害物質を含む物の収集、運搬、処分等の処理に伴い、土壌、地質又は地下水の汚染を引き起こした者
⑷ 前３号に掲げるもののほか、土壌、地質又は地下水の汚染に関係したと市長が認める者
２ 関係事業者は、基礎調査を行った場合は、その結果 を市長に報告しなければならない。

（汚染状態の詳細な調査）
第４１条 関係事業者のうち、市長が指定する者（以下「詳細調査実施者」という。）は、汚染地について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法第３条第１項若しくは第８項、第４条第２項若しくは第３項、第５条第１項若しくは第２項又は第１４条第１項若しくは第３項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。
２ 市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認め る場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（連帯して行う詳細調査）
第４２条 詳細調査実施者が２以上あるときは、当該詳細調査実施者は、汚染地の詳細調査を連帯して行わなければならない。

（詳細調査の計画の承認）
第４３条 詳細調査実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより詳細調査の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。
２ 詳細調査実施者は、前項の承認を受けた詳細調査の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。
３ 市長は、前２項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（詳細調査の監督等）
第４４条 市長は、その職員又は市長が指定する者に、詳細調査を行う汚染地に立ち入らせ、詳細調査を監督することができる。
２ 市長は、必要があると認めるときは、前条第１項又は第２項の規定により承認した詳細調査の計画の内容を変更して詳細調査実施者に調査させることができる。

（詳細調査の結果報告）
第４５条 詳細調査実施者は、詳細調査を終了したときは、遅滞なくその結果 を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（汚染を浄化する事業）
第４６条 関係事業者のうち、市長が指定する者（以下「浄化事業実施者」という。）は、有害物質による土壌及び地質の汚染を浄化する事業（以下「浄化事業」という。）を浄化目標に適合するように行わなければならない。ただし、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１４条の３第１項若しくは第２項又は土壌汚染対策法第７条第１項の規定により措置が講じられるときは、この限りでない。
２ 市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認める 場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。
３ 第４０条から前条までの規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの条の規定による基礎調査又は詳細調査（これらの調査に係る手続を含む。）の全部又は一部を省略することができる。

（連帯して行う浄化事業）
第４７条 浄化事業実施者が２以上あるときは、当該浄化事業実施者は、汚染地の浄化事業を連帯して行わなければならない。

（浄化事業の計画の承認）
第４８条 浄化事業実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。
２ 浄化事業実施者は、前項の承認を受けた浄化事業の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。
３ 市長は、前２項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（浄化事業の監督等）
第４９条 市長は、その職員又は市長が指定する者に、浄化事業を行う汚染地に立ち入らせ、浄化事業を監督することができる。
２ 市長は、必要があると認めるときは、前条第１項又 は第２項の規定により承認した浄化事業の計画の内容を変更して浄化事業実施者に浄化事業を行わせることができる。

（浄化事業の経過報告）
第５０条 浄化事業実施者は、その浄化事業の経過について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（浄化事業の終了）
第５１条 浄化事業実施者は、浄化事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。
２ 市長は、前項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（詳細調査及び浄化事業の実施命令）
第５２条 市長は、詳細調査実施者又は浄化事業実施者が正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わないと認めるときは、当該詳細調査又は浄化事業を行うことを命ずることができる。
２ 市長は、前項の規定による命令に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（市長が行う基礎調査、詳細調査及び浄化事業）
第５３条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に代わって自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行うことができる。
⑴ 土壌、地質又は地下水を汚染した者が不明のとき。
⑵ 関係事業者の所在が不明のとき。
⑶ 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
２ 市長が前項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行った場合で、前項各号のいずれにも該当しなくなったときにおける基礎調査、詳細調査又は浄化事業に要した経費の請求については、法

令の定めるところによる。
３ 市長は、第１項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行おうとする場合で、必要があると認めるときは、西条市地 下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（所有者等の協力）
第５４条 汚染地の所有者、占有者又は管理者は、関係事業者、詳細調査実施者若しくは浄化事業実施者又は市長が行う基礎調査、詳細調査又は浄化事業に協力しなければならない。

第２節 渇水時
（渇水時の地下水の採取制限等）
第５５条 市長は、渇水により、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、生活用水の確保を優先し、採取量の制限又は井戸の一時停止について、期間を定めて命ずることができる。

第３節 災害時
（災害時における地下水の採取制限等）
第５６条 市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、採取量の制限又は井戸の一時停止について、期間を定めて命ずることができる。

第５章 雑則
（立入検査等）
第５７条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員若しくは市長が指定する者に、事務所その他関係施設の敷地、建物等に立ち入らせ、若しくは土地の状態、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は土地若しくは建物の所有者、占有者若しくは管理者に必要な報告を求めることができる。
２ 第４４条第１項、第４９条第１項又は前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
３ 土地又は建物の所有者、占有者又は管理者は、第１項の立入検査を拒み、又は妨げてはならない。

（改善命令）
第５８条 市長は、第１５条第２項又は第３項の規定による許可の決定を受けた対象事業場から同条第２項に規定する基準に適合しない排水を排出し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該対象事業を行っている者に対し、施設の構造又は排水処理方法の改善等、当該基準に適合した排水を排出するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
２ 市長は、第２０条第１項の規定による届出若しくは同条第３項の規定による変更の届出があった場合、第２１条の報告があった場合又は前条第１項の規定による立入検査を行った場合において、有害物質使用事業場で製造、使用、検査、処理、保管等をされている有害物質が地下水を汚染し、又はそのおそれがあると認めるときは、有害物質使用事業場を設置した者に対し、地下浸透の防止等、有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
３ 市長は、第２５条第１項の規定による届出若しくは同条第２項の規定による変更の届出があった場合、第２７条第１項の規定による報告があった場合又は前条第１項の規定による立入検査を行った場合において、地下工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないよう必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
４ 市長は、第３１条第３項の規定による報告があった場合又は前条第１項の規定による立入検査を行った場合において、地下工事以外の工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事以外の工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないよう必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
５ 市長は、井戸で地下水を採取することにより周辺住民等が利用する地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合は、井戸を設置した者又は管理している者に対し、地下水の水質の保全、水量の回復等、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（承継）
第５９条 第１５条第２項若しくは第３項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた対象事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。
２ 第２０条第１項若しくは第３項の規定による届出をした者から当該届出をした有害物質使用事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該届出をした者との合併等により業務を引き継い

だ者は、当該届出をした者の地位を承継する。
３ 第２５条第１項又は第２項の規定による届出をした者との合併等により当該届出をした地下工事を引き継いだ者は、当該届出をした者の地位を承継する。
４ 第３４条第２項若しくは第３項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた井戸を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。

（表彰）
第６０条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰することができる。

（地下水保全及び適正利用審議会）
第６１条 地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し必要な事項を審議するため、西条市地下水保全及び適正利用審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２ 審議会は、この条例に基づく市長の諮問に関する事項その他の地下水の保全及び管理並びに適正な利用のために必要な事項について、必要に応じて調査し、及び審議する。
３ 審議会は、委員１０人以内で組織する。
４ 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
５ 審議会の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６ 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）
第６２条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（違反者等の氏名等の公表）
第６３条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。
(1) 第１６条第２項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違 反した者
(2) 第１９条第１項の規定に違反して、規制事業場を設置した者
(3) 第１９条第２項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者
(4) 第２７条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
(5) 第２７条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(6) 第２７条第４項の規定による措置を講じない者
(7) 第２８条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者
(8) 第３１条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
(9) 第３１条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(10) 第３１条第４項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者
(11) 第３１条第５項の規定による措置を講じない者
(12) 第３５条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者
(13) 第３９条第１項の規定による井戸の撤去、原状回復又は代替措置を行わない者
(14) 第５７条第３項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
(15) 第５８条第１項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者
(16) 第５８条第２項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者
(17) 第５８条第５項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者
２ 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

第６章 罰則
第６４条 第１９条第２項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。
２ 次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。

(1) 第１６条第２項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違反した者
(2) 第１９条第１項の規定に違反して、規制事業場を設置した者
(3) 第２７条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
(4) 第２７条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(5) 第２７条第４項の規定による措置を講じない者
(6) 第２８条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者
(7) 第３１条第２項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
(8) 第３１条第３項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
(9) 第３１条第４項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者
(10) 第３１条第５項の規定による措置を講じない者
(11) 第３５条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者
(12) 第３９条第１項の規定による井戸の撤去、原状回復又 は代替措置を行わない者
(13) 第５７条第３項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
(14) 第５８条第１項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者
(15) 第５８条第２項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者
(16) 第５８条第５項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者
第６５条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則
（施行期日）
１ この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１３条、第６１条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
２ 審議会による調査及び審議その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
（西條市地下水の保全に関する条例の廃止）
３ 西條市地下水の保全に関する条例（平成１６年西條市条例第２号）は、廃止する。
（西条市環境基本条例の一部改正）
４ 西条市環境基本条例（平成１８年西条市条例第３０号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

（既存事業場等の取扱い）
５ 市長は、この条例の施行の際、第１条の目的を達成するため、次に掲げる者に対
し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
(1) 対象事業を行っている者及び対象事業を行うための対象事業場の設置に着手している者
(2) 有害物質使用事業場を設置している者及びその設置に着手している者
(3) 地下工事に着手している者
(4) 井戸を管理している者及び井戸の設置に着手している者並びに専用水 道を管理している者及び専用水道の設置に着手している者
（対象事業に関する経過措置）
６ この条例の施行の際、前項第１号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。
（有害物質使用事業場に関する経過措置）
７ この条例の施行の際、附則第５項第２号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。
（地下工事に関する経過措置）
８ この条例の施行の際、附則第５項第３号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。
（井戸の設置等に関する経過措置）
９ この条例の施行の際、現に第３２条第１項各号に規定する井戸の設置に着手している者は、井戸の設置が完了したときは、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。
１０ 前項の規定による届出をした者については、第３７条の規定を準用する。
１１ この条例の施行の際、現に第３２条第１項各号に規定する井戸を管理している者及び専用水道を管理し

ている者については、第３７条及び第３８条の規定を準用する。
（審議会の委員の任期に関する経過措置）
１２　第６１条第５項の規定にかかわらず、附則第１項ただし書に規定する施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、令和７年３月３１日とする。
（罰則に関する経過措置）
１３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。